

* * * * *
*
* 担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第9号） *
* *
* * * * *

< 第9号の主な話題 >

ホームページ『品目横断的経営安定対策関係 Q&A』を更新！

「品目横断的経営安定対策のポイント」(雪だるまパンフ) &

「品目横断的経営安定対策とは？」(かまくらリーフレット) 改訂版発行！

滋賀県で、担い手確保・育成運動『ローラー作戦』が本格化！！

(近畿農政局発)

栃木県JAグループが関係機関と一体となった担い手づくり推進体制を確立

(関東農政局発)

平成17年分の所得税の確定申告がまもなく始まります。

ラジオ「農林水産ダイアル」で農業者年金についてご説明します！

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要

< 個人・施設等型部門 >

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

ホームページ『品目横断的経営安定対策関係 Q&A』を更新！

皆様からいただいたご質問を踏まえ、担い手ホームページの「品目横断的経営安定対策関係 Q&A」を更新しました。ここでは、新たに追加・更新した Q&A の一部を紹介します。

Q 1：新たな対策の具体的なスケジュールを教えてください。

A 1：新しい対策については、19年産から導入することとしています。

スケジュールの詳細については、今後検討していくこととなりますが、18年の通常国会に関係法案を提出し、必要な法令等を整備することとしています。

現時点での概ねの見通しとしては、秋播き麦を作付ける農業者（収入変動影響緩和対策に加入しない場合は除きます）は18年の秋に、その他の農業者（秋播き麦を作付けない農業者、秋播き麦を作付けるが収入変動影響緩和対策に加入しない農業者）は19年の春に、それぞれ対策の加入手続を行っていただく予定です。

Q 2：対象者の要件として「対象農地を農地として利用すること」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

A 2：新たな対策は、担い手の経営安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであり、対象者は、基礎的な生産基盤である農地を有効に活用する必要があります。遊休化させている場合にも支援対象とすることは、この趣旨にそぐわず、国民の理解も得られません。

このため、対象者の要件として、「対象農地を農地として利用すること」を求めています。

具体的には、経営規模の算入の対象となる農地のうちに、農業経営基盤強化促進法に基づく措置の対象となった農地（市町村長から特定遊休農地である旨の通知を受けたにもかかわらず、期限内に利用計画を届け出なかった場合の当該農地、市町村長から利用権の設定等に関する協議を行う旨の通知を受けた場合の当該農地）がないことが必要です。

Q 3：特定農業団体やこれと同様の要件を満たす組織が利用集積目標を定める「地域」について、集落の一部を除外できるとありますが、除外することができるか否かの判断は誰が行うのですか。

A 3：特定農業団体については特定農用地利用規程を認定する市町村、特定農業団体と同様の要件を満たす組織については国が判断することが基本となります。

なお、利用集積目標を定める場合の「地域」の範囲は、農用地利用改善事業の区域であることから、市町村の基本構想において、農用地利用改善事業の「区域の基準」として、集落の一部が除外できるよう定められている必要があります。

Q 4：特定農業団体については、法人税や消費税が課税されるのですか。

A 4：特定農業団体に対する課税の取扱いについては、任意組合等として構成員に課税される場合と、人格のない社団等として特定農業団体に課税される場合、があります。（税務上人格のない社団等に該当するかどうかは、各団体の運営実態等に基づき、税務署により判断されます。）

仮に、人格のない社団等に該当した場合は、

- ・ 法人税は、特定農業団体として農協などの特定の集荷業者に農産物の売渡しだけを行う場合は収益事業に当たらないので、課税されません。
- ・ 消費税は、設立2期目までは、課税期間に対する基準期間が存在しないので、納税義務が免除されます。

Q 5：収入変動影響緩和対策は、現行のナラシ対策（担い手経営安定対策等）と比べてどのようなメリットがありますか。

A 5：第1に、対象品目が拡大します。現行対策では、米と大豆について、品目ごとに対策が講じられていますが、新たな対策では、経営全体に着目し、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて対策が講じられます。

第2に、生産者の負担が軽減されます。現行の稲作所得基盤確保対策（稲得）と担い手経営安定対策（担経）の補てんの原資としては、1階部分の稲得は生産者と国が1：1＋300円、2階部分の担経は1：3の割合で拠出することとなっており、両方併せた拠出割合は、概ね1：2となっています。一方、新たな対策では、生産者と国が1：3の割合で拠出することになりますので、生産者の負担が軽減されます。

農林水産省ホームページのQ & Aコーナーをご参照ください。

- ・ 担い手ホームページ『品目横断的経営安定対策関係 Q&A』（1月23日更新）
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>
- ・ 米改革、環境保全対策についてのQ&A
→ http://www.maff.go.jp/syotoku_antei/qa.html

「品目横断的経営安定対策のポイント」(雪だるまパンフ) &
「品目横断的経営安定対策とは？」(かまくらリーフレット) 改訂版発行！

- ・「雪だるまパンフ」、「かまくらリーフレット」の1月23日改訂版を
担い手ホームページにアップしました。
 - ・加入手続きのページが更新されたほか、ナラシ対策のメリットなどについて追加されています。是非、御覧ください。
- <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

< 地域の話等 >

滋賀県で、担い手確保・育成運動『ローラー作戦』が本格化！！(近畿農政局発)

滋賀県では、昨年11月から県及び県下全域をカバーする7つの地域担い手育成総合支援協議会が一丸となり「担い手確保・育成運動」を強力に実施しています。

県担い手育成総合支援協議会は、担い手育成担当者研修会、集落営農組織の税務対応、ローラー作戦を実施する地域への支援等に取り組んでいます。また、各地域担い手育成総合支援協議会は、既に、各集落の担い手のリストアップ、集落毎の担い手の具体的な育成方向の検討をし、1月からはターゲット集落を対象に集落毎の戦略(取り組むべき方向性)を提案するなど、集落での話し合いのきっかけづくりを行うローラー作戦を開始しています。このローラー作戦では、まず、集落リーダーが制度について十分理解した上で、提案を受けた集落が取り組むべき方向性について検討を行い、修正を加えた上で集落としての「対応方針」を決定すること、

次に、集落全員が集落の状況を確認し「対応方針」について合意・決定を行うこと、そして、各集落において決定された「対応方針」の実行支援を行うこととしています。

このローラー作戦等の取組により、18年3月末には、認定農業者1,400経営体、特定農業団体等200組織の育成・確保を目指しています。

< 担い手データ >

- 近畿3県(滋賀県・京都府・兵庫県)の
認定農業者数、特定農業団体、特定農業法人数(17年9月末現在)

	認定農業者数	特定農業法人数	特定農業団体数
滋賀県	1,273(+78)	11(+2)	61(+14)
京都府	891(+26)	2(0)	1(0)
兵庫県	1,566(+20)	6(0)	-(-)

(注)()内の数値は、17年4月以降の新規認定数

栃木県ＪＡグループが関係機関と一体となった担い手づくり推進体制を確立

(関東農政局発)

栃木県のＪＡグループでは、新たな品目横断的経営安定対策が平成19年産から実施されることに伴い、対策の対象となる多様な地域農業の担い手の育成・確保に向けて、次のような取組を実施することとしています。

これらの取組により、ＪＡの担い手育成の取組を強力に支援し、県単独事業である「集落型経営体特別支援事業」のモデル集落の100組織と合わせ、年間300組織の集落営農の組織化を柱に、担い手育成・確保を加速化させることとしています。

《担い手育成・確保に向けた取組》

○ 県域での支援体制の確立

3月から、中央会内に担い手支援対策室を設け、選任スタッフを配置することにより支援体制を強化するとともに、担い手育成に向けた取組を実践する。

○ 関係機関との連携の強化

担い手の育成・確保について、市町農務担当部署や農業委員会、県機関と連携を図り、推進する。

○ 各ＪＡに担い手育成の担当者を配置

担い手育成・確保のための専任体制をＪＡの本所及び営農センター毎に確立するとともに、担い手の育成目標を明確にし、重点的な加入促進を図る。

○ 地域リーダーの適切な配置

農業改良普及員やＪＡ営農指導員のＯＢを活用した地域リーダーを設置し、担い手育成・確保の個別対策を進める。

○ 予算措置

経費については、３ヶ年で１億円程度を中央会等のＪＡグループで措置する。

・ ＪＡグループ栃木のホームページ

→ <http://www.tcchu-ja.or.jp/>

< お知らせ >

『平成17年分の所得税の確定申告がまもなく始まります！』

まもなく平成17年分の所得税の確定申告手続きが始まりますが、「雪だるまパンフ」や「品目横断的経営安定対策に関するＱ＆Ａ」の中でお知らせしているように、経営規模要件について、所得特例を受けようとする方が、農業所得を証明する公的な書類として確定申告を使用する場合は、確定申告の手続きを適切に行い、確定申告書の控え（税務署の受付印のあるもの）を保管しておく必要がありますので、御注意願います。

・ 確定申告の方法等については、国税庁 HP「確定申告特集」

→ <http://www.nta.go.jp/h17/kakutei/index.htm>

ラジオ「農林水産ダイヤル」で農業者年金についてご説明します！

ラジオ N I K K E I（旧・ラジオたんぱ）で放送している「農林水産ダイヤル」では、昨年末に3回に分けて農業者年金について放送したところですが、好評だったことから、1月31日（火）に、3回分をまとめて再放送します！。

ぜひ、お聴き下さい！

「放送時間：1月31日（火）午前6:20～6:30

」ラジオ NIKKEI 第1放送 周波数：3.925MHz、6.055MHz、9.595MHz」

「平成17年度優良担い手表彰・発表事業」経営局長賞受賞者の概要（敬称略）

< 個人・施設等型部門 >

○宮城県南三陸町 及川 利恵 氏

中山間の条件不利地域である同町で最も早くキク生産に取組み、現在は県内一である同町のキク産地確立に多大な貢献をしてきている。共同育苗施設の利用、直挿し移植や芽なしキク栽培等により省力化に努め、規模拡大しながらも労力を軽減し、生産性及び売上の向上を図っている。また、地域の栽培技術の先導的な農業者として評価され、研修生の受入れなども行っている。

○茨城県鉾田市 鎌田 敏男 氏

イチゴとメロンを栽培。農地や施設・機械等を計画的な投資により取得し、徐々に経営規模を拡大するとともに、生産技術を高めることで収量増・品質向上を図り、所得の拡大に努めている。外国人研修生を受け入れることによって労働力を確保し、労働時間短縮、休日制導入を実現している。また、町認定農業者連絡協議会会長として組織の発展に尽力し、会員からの信頼を得ている。

○福井県美浜町 石丸 博治 氏

乳牛の個体管理の徹底と給与飼料の改善で県平均を上回る乳成分向上と乳量増を果たす。超音波診断での不受胎早期発見、人工授精師免許取得による平均受精回数の改善、自給飼料の収量安定、低コスト化、ヘルパー活用による定期休暇取得などを実現。夫人が菓子製造業の営業許可を取得し、加工販売も行っている。地域内の耕種農家への有機肥料の供給、親子教室や料理指導などでも地域に貢献している。

○大阪府貝塚市 坂上 豊和 氏

府内初のミツバの施設栽培を開始（昭和50年頃）。下葉取り機、パネル温湯消毒器の独自開発など徹底した機械化と施設の効率的利用でコスト低減と規模拡大を図り、府でも類のない経営規模を確立している。また、機械の能力向上、作業工程や温度管理の改善、計画的な作付・出荷等で月4日の休日と年2回の1週間連続休暇制を実現し、労働時間も府指標の6割に抑えられている。

○徳島県上板町 廣澤 克典 氏

平成6年に父から酪農の経営を任され、翌年に認定農業者となる。平成8年に最先端技術のフリーストールミルクングパーラ方式を導入、平均経産牛93.5頭を飼養する大規模酪農経営を実現。先進の牛群改良・飼養技術等による生産性の向上、自給飼料増産（自給率6割）による低コスト化を進めるとともに、糞尿処理施設、牧場内の植栽・花壇の整備など環境対策にも積極的に取り組むなど、県下の酪農経営をリードするモデル的経営となっている。

< 編集後記 >

先週20日は「大寒」、1年で最も寒さの厳しい時期です。先週末の土曜日には、東京都心でも9 cm の積雪がありました。今年は特に寒く、ついつい動きも鈍くなりがちですが、暦の上では、寒さは今がピーク。これから、少しずつ寒さもゆるんで、来週はもう立春です！。春に向かって元気を出して頑張りましょう！。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日 ：随時発行（週1回程度）
発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>